

チセキ調査が
大切な理由。

地籍調査を、進めよう。

令和7年度
岩手県農林水産部農村計画課

地籍調査とは？

土地一筆毎の所有者、地番、地目（用途）及び面積など、「土地に関する戸籍」にあたるものを「地籍」といい、これを調査や測量によって明らかにすることを「地籍調査」といいます。
地籍調査が終わると、整理された図面と簿冊が登記所に備え付けられます。

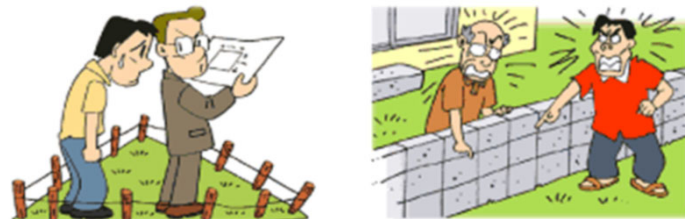
地籍調査を行っていないところでは、未だに絵図面（談合図や団子図と呼ばれている）をはじめ、現地と整合しない図面が備え付けられています。

地籍調査はなぜ必要なの？

◆土地に関する様々なトラブルが回避されます！

土地を購入し、改めて測ってみたら面積が違っていた。

隣家との境に塀を建てようとしたら、「境界が違う！」と言われた。



◆土地に関する情報（データ）があれば、地震や津波などによる被災時に、早期復旧が可能となります！

被災前の土地の境界が確認できず、境界確認に時間を要した。

復旧に際して、用地買収や権利調整に時間がかかった。



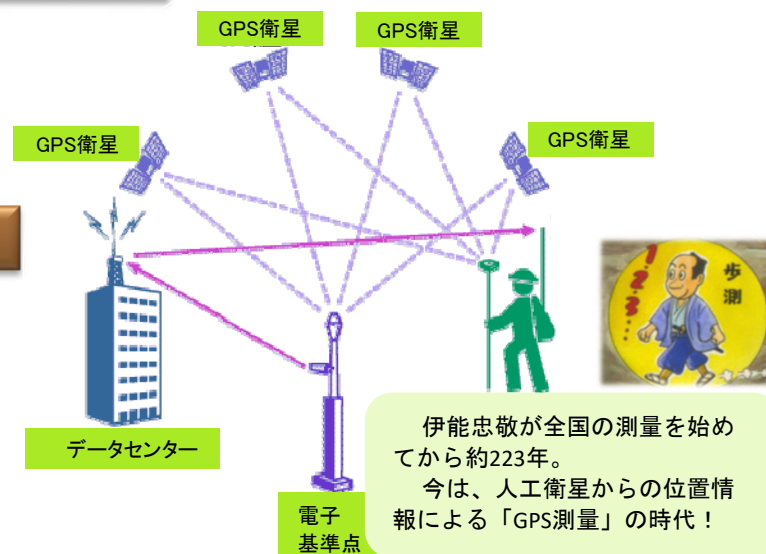
◆公共工事における用地取得事務の効率化が図られます！

隣接者同士の立会確認や測量などが必要のため、境界確定に時間を要した。

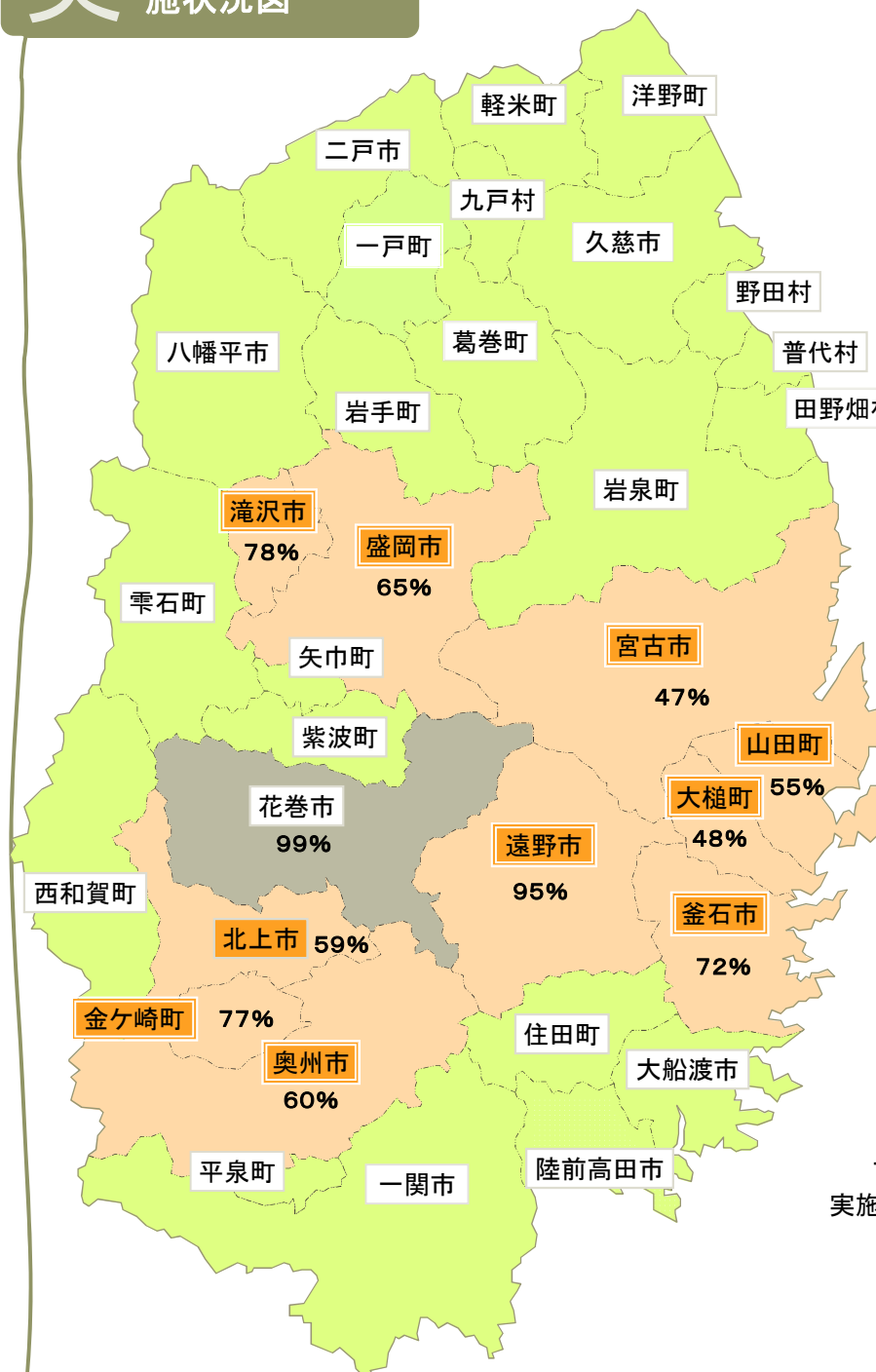
◆間伐等により適切な森林管理が行われます！

境界が不明確なため、間伐や作業道等の整備が出来ない。

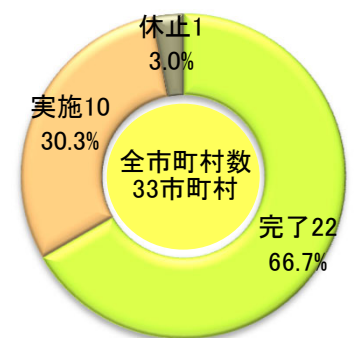
山林所有者の高齢化が進み、境界確認が年々難しくなっている。



実施状況図



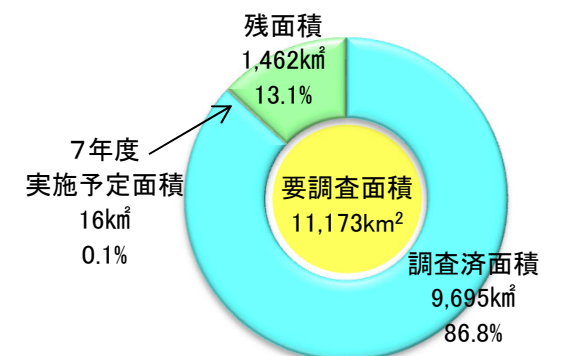
地区数



岩手県の調査進捗は86.8%。
全国平均の53%は上回っているものの・・・。

市町村によって調査進捗に大きな差が・・・。

事業量



《県内市町村からの声》

迅速な災害復旧のためには、先ず地権者からの了解が必須。「正確な地籍」の有無が早期復旧に大きく影響。
H23. 3. 11の東日本大震災津波の際、地籍調査が完了していた地域では、地権者の特定や土地境界の現地復元が容易にでき、迅速な復旧・復興につながった。

地籍調査の流れ

①土地所有者の立会のもと、現地確認を行います。



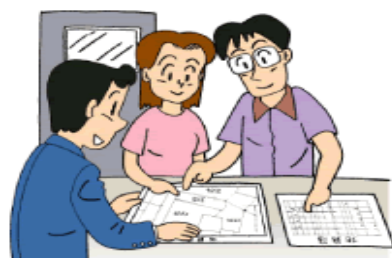
②確認した境界の測量を行います。



③現地調査と測量の結果をまとめ、地籍簿を作ります。



④地籍調査の結果を確認していただきます。



⑤地籍調査の成果が登記所へ送付されます。

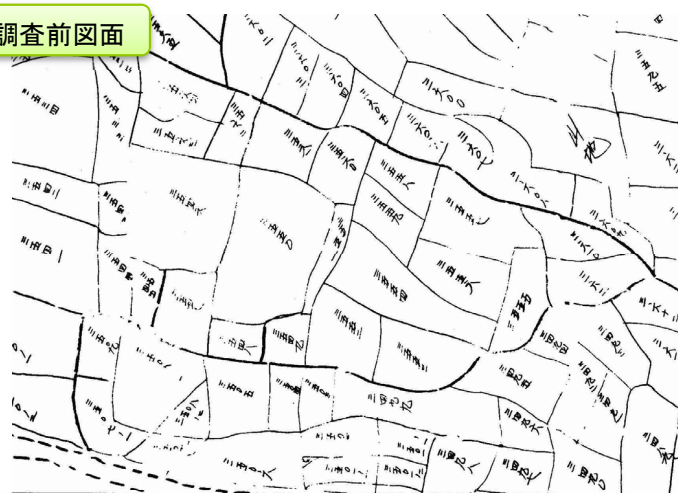


地籍調査は、市町村が行います。
土地所有者の直接の費用負担はありません。
(国：1/2、県：1/4、市町村：1/4)

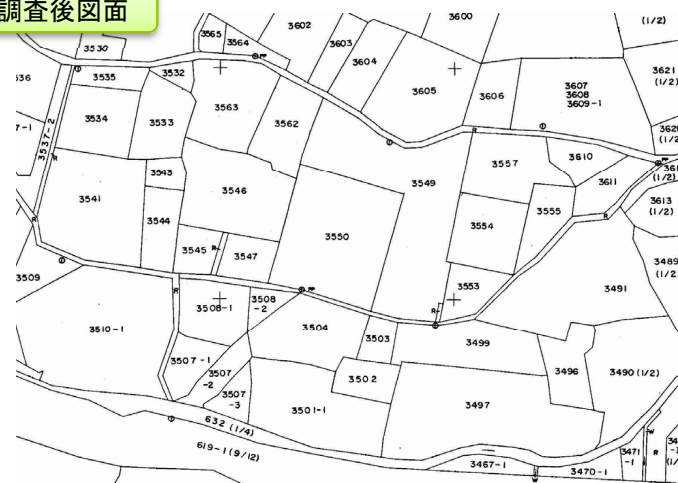
個人で土地の調査を行うと負担が生じます。



調査前図面



調査後図面



地籍調査の進捗状況

(単位: km²)

市町村名	要調査面積 ①	R6まで 調査済面積 ②	進捗率(%) ②/①	R7以降残面積 ③=①-②	R7調査面積 (予定)
盛岡市	703	454	64.5	250	0.4
宮古市	926	438	47.3	488	7.8
大船渡市	305	305	100.0	0	
花巻市	593	591	99.7	2	
北上市	247	148	59.9	99	0.3
久慈市	509	509	100.0	0	
遠野市	519	494	95.1	25	3.1
一関市	1,144	1,144	100.0	0	
陸前高田市	211	211	100.0	0	
釜石市	336	242	72.1	94	0.8
二戸市	377	377	100.0	0	
八幡平市	406	383	94.5	22	
奥州市	746	444	59.6	301	0.4
滝沢市	163	127	77.7	36	0.02
雫石町	248	234	94.7	13	
葛巻町	427	427	100.0	0	
岩手町	305	305	100.0	0	
紫波町	172	172	100.0	0	
矢巾町	57	57	100.0	0	
西和賀町	192	192	100.0	0	
金ヶ崎町	149	115	77.3	34	0.8
平泉町	57	57	100.0	0	
住田町	245	245	100.0	0	
大槌町	110	53	48.4	57	1.1
山田町	124	68	54.9	56	1.0
岩泉町	682	682	100.0	0	
田野畑村	140	140	100.0	0	
普代村	67	67	100.0	0	
軽米町	245	245	100.0	0	
野田村	61	61	100.0	0	
九戸村	134	134	100.0	0	
洋野町	298	298	100.0	0	
一戸町	275	275	100.0	0	
計(33)	11,173	9,695	86.8	1,478	15.7

※「R6まで調査済面積」は、19条5項指定及び国直轄調査の面積を含む。

※計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計や進捗率において一致しないものがある。

完了	22
実施中	10
休止中	1

地籍調査のお問い合わせは、

- ・岩手県農林水産部農村計画課国土調査担当
(電話) 019-629-5672
- ・各市町村の国土調査担当

令和7年8月作成